

イギリスにおけるフィンテック市場と規制環境

ヨーロッパニューズレター

2025年2月6日号

執筆者:

水井 大

d.mizui@nishimura.com

堀田 想太郎

s.hotta@nishimura.com

1. イギリスにおけるフィンテック市場

過去 10 年間で、ロンドンのテック・エコシステムの総額は 700 億ドル（2014 年）から 6,215 億ドル（2023 年）に急増した¹。同様に、ロンドンにおける VC 投資は過去 10 年間で 800%増加し、投資総額は 1,070 億ドルに達したとされる²。

このように投資家を魅了するロンドンのテック企業群の中でも、特にロンドンのスタートアップシーンを特徴付けているのがフィンテック企業の存在である。ロンドンでは、フィンテック新興企業 1 社あたり平均 65 万ドルのアーリーステージ投資が行われ、1,600 社以上のフィンテック企業が活動しているとされる。例えば、大学院で学位取得を目指す留学生に無担保ローンを提供する Prodigy Finance は 2023 年 6 月のデット・ファイナンスで 3 億 5,000 万ドルを調達し³、オンライン決済・銀行口座システムを提供する SumUp は 2023 年 12 月に 2 億 8,500 万ユーロを調達した⁴。

イギリス政府としても特に暗号通貨等のブロックチェーン上のトークン領域を含むフィンテックの政策に積極的な姿勢が伺える。例えば、リシ・スナク前首相が「イギリスが科学技術大国としての地位を確固たるものにするためには、ブロックチェーン技術を活用した Web3 のような新たなイノベーションを受け入れ、スタートアップがイギリスで繁栄し、経済が成長するよう促さなければならない。」と公言したり⁵、2019 年から 2022 年のボリス・ジョンソン氏が首相を務めた期間には政府から暗号資産に関する見解等も公表されている⁶。2024 年 7 月の選挙で政権交代を果たした労働党のマニフェストでも、「フィンテックを金融サービスの未来として受け入れる (“Embrace...fintech as the future of financial services”)」ことが明記されており⁷、キア・スターマー現首相による新政権下でもイギリスとしてフィンテック分野に注力する姿勢が継続されることが窺える。

¹ <https://startupgenome.com/ecosystems/london>

² イギリスの年金基金は、成長とイノベーションを促進するため、2030 年までにアーリーステージの企業に最大 634 億ドルを投資することを約束している。

³ [Prodigy Finance Press Release - Citi, Schroders Capital, SCIO Capital](#)

⁴ [Global Fintech SumUp Raises €285 Million](#)

⁵ [Expanding to the UK - a16z crypto](#)

⁶ [Government sets out plan to make UK a global cryptoasset technology hub - GOV.UK](#)

⁷ [Financing Growth: Labour's plan for financial services - The Labour Party](#)

2. イギリスにおけるフィンテック関連の法令・規制

本章では、イギリスにおけるフィンテックに係る法令・規制の概観を踏まえた上で、個別のフィンテックセグメントに関する規制状況について紹介する。

(1) フィンテックに係る規制の概観

イギリスでは、フィンテックに特化した包括的な規制枠組みは存在しない。したがって、特定のフィンテック企業やサービスが規制対象となるかどうかは、関連する活動がイギリスの各法令で定められた規制の範囲に該当するかどうかによって判断される。この範囲には、2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）及び関連する二次立法、2017年決済サービス規則（Payment Services Regulations 2017）、2011年電子マネー規則（Electronic Money Regulations 2011）、1974年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）が含まれる。これらの法令は、多くの「特定の活動」（specified activities）を規定しており、「特定の活動」を行う企業がイギリスで業務を行うためには正式に認可等を受ける必要がある。

また、フィンテックを含むイギリスの金融規制は、複数の規制当局によって監督されている。銀行、保険会社及び金融システム上重要な投資会社（健全性規制機構（Prudential Regulation Authority）によって指定されたもの）は、健全性規制に関しては健全性規制機構による監督を受け、業務運営に関してはFCA（Financial Conduct Authority）による監督を受ける。また、FCAは、健全性規制機構ではない全ての企業に対する唯一の規制・監督機関としても機能するほか、決済事業者に対する規制執行の調整や問題解決の協力等において決済システム規制機構（Payment Systems Regulator）と共同して規制・監督を行う⁸。イングランド銀行（Bank of England）は、金融市場インフラの規制や必要に応じて経営破綻した銀行を監督する。その他の機関も、金融犯罪に関連する場合など、特定の状況において金融機関の規制に関与することがある。

以下では、イギリスで特に注目されているフィンテックセグメントに着目して解説を行う。

(2) オープンバンキング

オープンバンキングとは「特定の活動」を指すものではなく、競争を促進し消費者の利益を向上させることを目的として、消費者の口座情報へのアクセスを最大化する考え方を意味する。2017年決済サービス規則がオープンバンキングを可能にする枠組みを提供している。同規則は、決済サービス⁹を提供する全ての「決済サービス提供者」に適用され、決済に利用される口座の提供者や、以下でみるオープンバンキングの目的で口座情報を取得しようとする第三者に適用される。

ここでいうオープンバンキングの目的で口座情報にアクセスしようとする第三者としては、口座残高や支出情報を集約し、一般的に使いやすい形式で表示するサービスを提供する事業者である「口座情報サービス提供者」（Account Information Service Provider）及び決済指図サービスを提供する事業者としての「決済指図サービス提供者」（Payment Initiation Service Provider）が想定されている。

⁸ [Protocol between the Financial Conduct Authority and the Payment Systems Regulator on the enforcement of Regulation 105 of the Payment Services Regulations 2017](#)

⁹ 決済サービスの定義は広範囲に及んでおり、詳細は2017年決済サービス規則 Schedule 1 に規定されている（[The Payment Services Regulations 2017](#)）。なお、現金による完全な送金、データ処理サービス、特定の金融市場インフラを通じた決済などについては適用除外規定も設けられている。

登録 (authorization) が必要となる「決済指図サービス提供者」に対して、「口座情報サービス提供者」は認可 (registration) で足りる点に大きな違いがある。また、消費者保護の観点から、これらの事業者が銀行等からデータの共有を受ける前に、消費者からの事前の明示的な同意を得ることが必要となる。

決済サービス提供者は、こうした登録又は認可された第三者に対して、2017 年決済サービス規則に基づきアクセスを許可する義務がある。このアクセスの詳細な条件は、2017 年小売銀行市場調査命令 (Retail Banking Market Investigation Order 2017) で規定されており、データにアクセスするために使用される API の技術的要件が定められている。

世界的にも先進的と捉えられているイギリスのオープンバンキングはイギリスにおけるフィンテック戦略の主要な要素であり、継続的な見直しの対象となっている。2022 年第 1 四半期には、オープンバンキングの将来について主要な国家利害関係者による共同声明が発表され、共同規制監視委員会 (Joint Regulatory Oversight Committee) が設立された¹⁰。また、2024 年 4 月には、イギリス政府によって、銀行業に留まらず、保険、投資、年金などの幅広い金融サービスにデータ共有を拡大することを目的とするオープンファイナンスタスクフォースが設立された¹¹。2024 年度は規制の枠組みの開発とユースケースの策定に重点が置かれるが、2026 年には本格的な展開が見込まれている。

(3) Buy Now Pay Later

消費者が商品を購入し、その費用を無利息で複数回の分割払いで支払うことを可能にするサービス (いわゆる「Buy Now Pay Later (BNPL)」) は、現行法においては規制の対象とはされていない。

しかし、BNPL サービスは、クレジットカードや当座貸越のような伝統的な与信枠に比べ、柔軟な代替手段を提供することで、消費者が直ちに金利を請求されることなく、商品やサービスの支払いを延期したり、分割したりすることを可能にする一方、消費者が支払い可能かどうかのチェックを行う必要なく BNPL サービスにアクセスできることから、管理不可能な債務レベルを負担したり、このサービスに関連する金融リスク、手数料、条件に関する消費者の認識不足に関する懸念が提起されている。

この懸念を受けて、BNPL サービスを利用する消費者の保護を強化するため、2024 年 10 月、イギリス政府は BNPL サービスを提供する企業の透明性を高め、責任ある与信を確保するための規制案を盛り込んだ詳細な Consultation paper を発表した¹²。そこで提案されている規制案では、消費者信用法などの既存の規制の枠組みを統合する一方、Consumer Duty¹³などの成果に基づく規制 (outcomes-based regulation) を強化し、BNPL サービス向けに調整することを検討している。例えば、認可制の導入については BNPL に係る契約が信用契約 (credit agreement) として分類されることに伴って¹⁴、BNPL 事業者は FCA の認可を取得する必要があると提案されている¹⁵。また、BNPL サービスの提供者が取引承認前に消費者の信用力を厳密

¹⁰ [Open Banking - Joint Regulatory Oversight Committee | Payment Systems Regulator](#)

¹¹ [CFIT's work on the Open Finance Industry-led Taskforce - The Centre for Finance, Innovation and Technology \(CFIT\)](#)

¹² [UK Government Proposes Regulations Buy Now Pay Later | FTI](#)

¹³ Consumer Duty とは、FCA が導入した規制フレームワークであり、金融サービスにおける個人顧客 (リテール顧客) の保護を目的としている。金融サービス全般にわたる消費者保護よりも高い基準を定め、リテール顧客の保護を最優先するよう求めるものである。

¹⁴ 一部の BNPL に係るサービスを信用契約 (Credit Agreement) として再分類し、£50 未満の取引を含む広範な取引が既存の消費者信用法に基づく規制の範囲に正式に含まれるようになる点も提案の対象となっている。

¹⁵ 認可申請が処理されるまでの間、未認可の BNPL 事業者は「一時的許可制度 (Temporary Permissions Regime)」の下で運営を継続できるという救済策も併せて提案されている ([Regulation of Buy-Now Pay Later: Consultation on Draft Legislation](#) 29 頁)

に評価する信用度調査の義務化¹⁶や、消費者が紛争解決をよりスムーズに行えるよう金融オンブズマン制度（Financial Ombudsman Service）へのアクセスを拡大するという消費者救済メカニズムの強化¹⁷も盛り込まれている¹⁸。

(4) 暗号資産

イギリスにおいてはステーブルコインを含む暗号資産（Cryptoasset）に関する規制は急速に発展している分野であり、政治や情勢の変化に強く影響されてきた。直近では、2024年11月にFCAがイギリスの暗号資産制度の開発と導入のための主要なロードマップが公開され、それによれば、2026年には、以下を含む全ての論点についてPolicy statementが発行され、同年中に暗号資産に係る規制レジームが効力を発生することが見込まれている¹⁹。

まず、暗号資産に関する規制としては、暗号資産取引プラットフォームの運営や、勧誘規制、市場濫用の関連制度を対象として実施する予定とされる。これらの規制は、英国財務省（His Majesty's Treasury）が2023年2月²⁰及び2023年10月²¹に公表した提案を受けたものである。加えて、暗号資産のステーキングサービスが集団投資スキームを構成しないことを法的に明確にすることも取り組みの対象とされる。FCAは2025年第1四半期/第2四半期にステーキングに関するディスカッションペーパーを、2025年第4四半期から2026年第1四半期にコンサルテーションペーパーをそれぞれ発行する予定としている。

さらに、ステーブルコインに関する規制も暗号資産一般に関する規制と並行して検討が進められている。ステーブルコインの規制には、イギリスの法定通貨担保型ステーブルコインの発行について、2000年金融サービス市場法（規制活動）に係る2001年施行令（Financial Services and Markets Act 2000（Regulated Activities）Order 2001）に基づく新たな規制の創設がなされる予定である。FCAは、2025年第1四半期/第2四半期に、裏付け資産（Backing assets）の管理とステーブルコインの償還（Redemption）について協議を行う予定としている。

(5) デジタル資産

2024年9月11日、イギリス政府は「Property (Digital Assets etc) Bill」と呼ばれる、デジタル資産（digital assets）を個人資産（personal property）とみなす法案をイギリス議会に提出した²²。この法案は、イギリス史上初めて、暗号資産、デジタル・アートなどの非代替性トークン（non-fungible tokens/NFT）、カーボン・クレジットなどのデジタル資産を、同法案の下で個人資産とみなし、他の伝統的な個人資産と同様の法的保護を与えることができると規定しており²³、いわばトークン法として画期的なものといえる。現在のイギリスの法体系の下では「所有物」（things in possession：自動車や金銭など）と「行為物」（things in action：株式や債務など）という2つの異なる財産のカテゴリーが設けられている

¹⁶ [Regulation of Buy-Now Pay Later: Consultation on Draft Legislation](#) 31頁

¹⁷ [Regulation of Buy-Now Pay Later: Consultation on Draft Legislation](#) 32頁

¹⁸ [Regulation of Buy-Now, Pay-Later consultation 2024](#)

¹⁹ [FCA Crypto Roadmap](#)

²⁰ [Future financial services regulatory regime for cryptoassets: Consultation and call for evidence](#)

²¹ [Future financial services regulatory regime for cryptoassets: Response to the consultation and call for evidence](#)

²² [Property \(Digital Assets Etc.\) Bill - GOV.UK](#)

²³ [New bill introduced in Parliament to clarify crypto's legal status - GOV.UK](#)

が、デジタル資産はイギリスの財産法に明確に含まれていなかったため、権利の帰属・移転に関する手続や権利侵害時の保護が不安定な状況に置かれていたが、この法案では、デジタル資産が個人資産の対象となることを明確に定めることで法的な確実性を提供することが企図されており、第 3 の財産のカテゴリーを創設する点に新規性がある。

3. イギリスにおけるフィンテック業界と日本の関わり

FCA は、規制をなるべく簡素化することでロンドンの IPO 市場を活性化し、多くの新規株式上場を誘致することを目指しているといわれている。一方、技術の進歩に伴う法技術のアップデートや、消費者保護の観点からの対策の必要性から、以上でみたような新たな規制体系の創設など、イギリスにおけるフィンテック関連規制はまさにこれから議論され、発展、成熟していく途上であり、更に複雑化することも見込まれる。イギリスのフィンテック企業を買収/協業を検討している日本の投資家や事業会社としては、個別のフィンテックセグメントごとに、規制状況を継続的に注視することが望ましいといえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com